平成 25 年 2 月 28 日

各　　位

会 社 名　エコナックホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　奥 村 英 夫
（コード番号　３５２１　東証１部）
問合せ先　取締役管理部長　　菅 原　　勲
（ＴＥＬ　０３－６４１８－４３９１）

固定資産の取得並びに第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、固定資産の取得並びに第三者割当による新株式（以下、「本株式」といいます。）及び新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

１．本第三者割当の募集の概要

①本株式発行の概要

（１）　払　込　期　日	平成 25 年 3 月 18 日
（２）　発 行 新 株 式 数	普通株式 7,140,000 株
（３）　発　行　価　額	1 株につき金 42 円
（４）　発 行 価 額 の 総 額	299,880,000 円
（５）　募集又は割当方法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当 割当予定先：株式会社船橋カントリー倶楽部
（６）　そ　　の　　他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

②本新株予約権発行の概要

（１）　発　行　期　日	平成 25 年 3 月 18 日
（２）　新株予約権の総数	714 個（1 個当たり 10,000 株）
（３）　発　行　価　格	総額 6,211,800 円（新株予約権 1 個当たり 8,700 円）
（４）　当該発行による 潜 在 株 式 数	7,140,000 株
（５）　調 達 資 金 の 総 額	306,091,800 円 （内訳）新株予約権の発行による調達額　　6,211,800 円 新株予約権の行使による調達額　　299,880,000 円
（６）　行　使　価　額	1 株につき金 42 円
（７）　行　使　期　間	平成 25 年 3 月 18 日から平成 27 年 3 月 17 日
（８）　募集又は割当方法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当 割当予定先：株式会社船橋カントリー倶楽部
（９）　そ　　の　　他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

２．固定資産の取得並びに本第三者割当の募集の目的及び理由

当社グループは、当社が不動産事業、子会社日本レース㈱が繊維事業及び化粧品事業、子会社伊豆スカイラインカントリー㈱がゴルフ場事業を営んでおり、特に不動産事業は当社グループの柱として収益に大きく貢献しております。当社は不動産事業において新宿区歌舞伎町に保有する土地を時間貸駐車場として運用しており、本駐車場における年間の収入は約 5,000 万円でありますが、より収益性の高い有効活用ができないか約 1 年前からリサーチし模索してまいりました。そして、より収益性の高い活用方法として、温浴施設を建設し賃貸することにより賃料収入を得るというスキームを実行することといたしました。本温浴施設の建設予定地である新宿区歌舞伎町は、都心で交通アクセスが良く日本でも有数の娯楽性の高い商業施設が多数存在するエリアで、昼夜問わず多くの人で賑わっており、地域住民のリピート客のみならず遠方からも十分な集客を見込めると考えております。なお、本温浴施設の建設費用総額は約 20 億円を予定しており、自己資金約 5 億円、金融機関からの借入金約 9 億円、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により約 3 億円並びに新株予約権行使により約 3 億円調達することによって充当する計画であります。計画どおりに新株予約権が行使されなかった場合は新たな借入金により充当する予定です。

賃貸先としては、株式会社アクアジャパン東京を選定いたしました。選定理由は、同社は温浴施設の設計・運営・コンサルタント等を行っており全国各地で運営実績があること、また、当社は本温浴施設の設計を同社に委託していることであります。なお、同社からは、初年度の年間賃借料 3 億円としての建物賃借申込書を受領しており、その他詳細条件については協議中であります。

今後のスケジュールとしましては、平成 25 年 7 月着工、平成 26 年 8 月竣工後、平成 26 年 9 月からの賃貸を予定しております。

温浴施設の概要（予定）

建設地	東京都新宿区歌舞伎町 1 丁目
構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地下 2 階、地上 4 階建て
駐車場	25 台分
駐輪場	134 台分
建築面積	1,248 ㎡
延べ床面積	6,327 ㎡
取得価額	約 20 億円

資本増強方法については、当社内でも十分な検討を行いましたが、新規投資のチャンスを逃さず、かかる投資を的確に実行していくためにも、早期にかつ確実な増資が必要であり、それには本第三者割当が最適であるとの判断に至りました。公募増資は、準備期間に相当の時間が必要であること、株主割当増資は、失権予想が困難であるために調達金額の予想がつかず、安定感のある手法ではないことから採用を見送ることといたしました。

なお、割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部の代表取締役大島英俊氏は、平成 19 年 6 月 28 日から平成 22 年 3 月 10 日まで当社の取締役に就任しており、同社監査役高橋幸雄氏は、平成 19 年 6 月 28 日から平成 22 年 6 月 29 日まで当社の社外監査役に就任しておりました。このような関係から、株式会社船橋カントリー倶楽部は、当社の事業戦略、経営方針及び資金需要に深い理解を

有し、当社の企業価値・株主価値の向上の方向性についての十分な理解が得られると考えられることから、同社を割当先とする本第三者割当による資金調達が最善の方法であると判断をいたしました。

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、株式会社船橋カントリー倶楽部から、一度に新株式約 6 億円分の割当を受けるのではなく、まず新株式約 3 億円分の割当を受け、新株予約権約 3 億円分については段階的に投資を行いたいとの意向を受けたため採用したものであります。当社の資金調達面においても、自己資金、借入金並びに新株式及び新株予約権の発行に係る調達額を本温浴施設の建設資金の原資とし、新株予約権の行使による調達額を建設の進捗状況に合わせて本温浴施設建設に関する費用として段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。新株予約権の行使時期については、株式会社船橋カントリー倶楽部が最終的に判断しますが、同社からは当社の資金需要の時期をできるかぎり考慮して新株予約権を行使する旨の表明をいただいております。なお、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が急速には進まない点でも優位性があると判断しております。

当社としては本第三者割当により当社普通株式に希薄化が生じることは十分認識した上で、慎重に検討してまいりましたが、当社グループにおいて、タイミングを逃さず新たな投資を継続していくことが、当社グループの収益基盤の強化、ひいては企業価値・株主価値をさらに向上させることとなり、既存株主の皆さまの利益向上につながるものと考えて、本第三者割当を決断いたしました。

３．本新株予約権の特徴

（１）取得条項

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社の要請による取得）。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、株価上昇の局面において新株予約権価値の上昇による追加の資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①　調達する資金の総額	605,971,800 円
（内訳）	
新株式の発行による調達額	299,880,000 円
新株予約権の発行による調達額	6,211,800 円
新株予約権の行使による調達額	299,880,000 円

②　発行諸費用の概算額	5,940,000 円
（主な内訳）	
新株予約権発行価額算定費用	1,250,000 円
登記費用	4,540,000 円
反社会的勢力との関連性調査費用	150,000 円
③　差引手取概算額	600,031,800 円

（注）１．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
２．登記費用については、新株予約権の行使状況により変動する場合があります。
３．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①温浴施設建物建設費（新株式及び新株予約権発行により調達する資金を充当）※1	303	平成 25 年 4 月～平成 25 年 7 月
②温浴施設建物建設費（新株予約権の行使により調達する資金を必要に応じて充当）※1、※2	297	平成 26 年 3 月～平成 27 年 3 月

※1　調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。
※2　計画どおりに本新株予約権の行使が行われなかった場合等、上記金額が減少した場合には、借入金により充当する予定であります。

５．資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金を上記の費用に充当する予定であります。これらは、当社の収益力及び企業価値向上に資するものと考えており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

６．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本株式

発行価額につきましては、割当予定先との協議の上、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 25 年 2 月 27 日）の終値 46 円から 8.70%ディスカウントの 42 円といたしました。これは、当社を取巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価を考慮し決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、当社は、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。

なお、当該発行価額は、1 か月間の終値の平均値 48.68 円に対して 13.73%のディスカウント、3 か月間の終値の平均値 44.61 円に対して 5.85%のディスカウント、6 か月間の終値の平均値 39.48 円に対して 6.40%のプレミアムであります。

また、当社監査役 3 名全員より、当該発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町　代表取締役 能勢 元）の算定の結果である 8,670 円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、8,700 円と致しました。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価 46 円（平成 25 年 2 月 27 日の終値）、権利行使価額 42 円、ボラティリティ 44.31％（平成 23 年 1 月から平成 25 年 1 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート 0.044％（評価基準日における 2 年物国債レート）、配当率 0.00％、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 8,670 円との結果を得ております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは 45.98％（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.34％に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 39.64％を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 42 円に代替資金調達コスト分 20 円を加えた 62 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準（コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。）と異なる水準、つまり株価が 62 円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準に

より公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が42,370円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日の終値を基準として算定しましたのは、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したことによります。

算定に際しては、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり22,808株（最近1年間の日次売買高の中央値である456,168株の5%）ずつ売却できる前提を置いております。

行使価額につきましては、割当予定先と協議の上、本ファイナンスに係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年2月27日）の終値46円から8.70%ディスカウントの42円といたしました。

なお、行使価額42円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均48.68円に対しては13.73%のディスカウント、前日までの最近3か月平均44.61円に対しては、5.85%のディスカウント、前日までの最近6か月平均39.48円に対しては6.40%のプレミアムであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき8,700円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

ついては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、当該算定結果を受け、割当予定先との交渉を行った結果、これを了承頂き、本新株予約権の1個当たりの払込金額を8,700円としております。当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新

株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価格につきましては、当社監査役会3名全員（社外監査役2名）から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役会が適法であるという判断に到った理由として、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の発行価額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、過去の事例により、現在の株価46円、権利行使価額42円、ボラティリティ44.31%、行使期間2年、リスクフリーレート0.044%、配当率0.00%等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの判断をしております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、71,177,466株（議決権の総数は71,105個）であり、本第三者割当増資による発行株式数は7,140,000株（議決権の数は7,140個）となり、また、本第三者割当により発行される本新株予約権のすべてが権利行使された場合に発行される株式数は、7,140,000株（議決権の数は7,140個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は14,280,000株（議決権の数は14,280個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対して20.06%の割合（議決権の総数に対する割合は20.08%）で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

7．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要（平成25年2月28日現在）

①	名称	株式会社船橋カントリー倶楽部
②	所在地	千葉県白井市清戸703番地
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　大島英俊
④	事業内容	ゴルフ場の経営
⑤	資本金	20,000千円
⑥	設立年月日	昭和34年9月11日
⑦	発行済株式数	40,000株

⑧	決　　算　　期	3月
⑨	従　業　員　数	132名（内、アルバイト76名）
⑩	主　要　取　引　先	一般顧客
⑪	主　要　取　引　銀　行	りそな銀行
⑫	大株主及び持株比率	㈱トーテム57.25%、㈱ケプラム42.75%
⑬	当事会社間の関係	
	資　本　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人　的　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取　引　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純　資　産	933百万円	1,006百万円	1,061百万円
総　資　産	2,792百万円	2,903百万円	2,987百万円
1株当たり純資産（円）	23,343.19	25,155.31	26,539.32
売　上　高	837百万円	813百万円	821百万円
営　業　利　益	53百万円	27百万円	103百万円
経　常　利　益	128百万円	112百万円	173百万円
当　期　純　利　益	76百万円	72百万円	55百万円
1株当たり当期純利益(円)	1,919.01	1,812.11	1,384.00
1株当たり配当金(円)	－	－	－

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

なお、割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部、株式会社船橋カントリー倶楽部の役員、株式会社船橋カントリー倶楽部の主要株主である株式会社トーテム及び株式会社ケプラムが反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。この反社会的勢力の調査は、第三者の信用調査機関である株式会社中央情報センターへ委託し、該当がない旨の報告を得ております。

なお、割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部からも反社会的勢力とは一切関係がない旨の宣誓書を受領しております。

（２）割当予定先を選定した理由

割当予定先である株式会社船橋カントリー倶楽部の代表取締役大島英俊氏は、平成 19 年 6 月 28 日から平成 22 年 3 月 10 日まで当社の取締役に就任しており、同社監査役高橋幸雄氏は、平成 19 年 6 月 28 日から平成 22 年 6 月 29 日まで当社の社外監査役に就任しておりました。このような関係の中で、大島英俊、高橋幸雄の両氏には当社の経営方針を十分に理解していただいていることから、割当予定先として株式会社船橋カントリー倶楽部を選定したものであります。

（３）割当予定先の保有方針

①本株式について

保有方針に関して、割当予定先から、中長期的に保有する方針であり、払込日である平成 25 年 3 月 18 日から 2 年を経過するまでの間は割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとし当該期間に割当予定先の都合により割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合は当社との間で事前に協議する旨の確約書を取得する予定であります。なお、割当予定先から、当社の経営に介入する意思がない旨の意向を表明していただいております。

上記に関わらず割当予定先が払込日から 2 年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、割当予定先が譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を取得する予定であります。

②本新株予約権について

当社としては平成 27 年 3 月まで本温浴施設建設の進捗に応じて資金調達の必要があるため、割当予定先より平成 27 年 3 月までに随時本新株予約権を行使する意向であるとの表明をいただいております。

本新株予約権の権利行使により取得した新株式につきましては、割当予定先より市場動向を勘案しつつ売却していく方針であるとの表明をいただいております。

なお、本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。当該承認に先立ち、譲渡先に関して第三者の信用調査機関へ反社会的勢力調査の依頼をするとともに、当社にて譲渡先の財産の存在について確認いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

株式会社船橋カントリー倶楽部の財務諸表及び預金通帳を確認し、新株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権の行使の際の払込みについて十分な資力を有していることを確認しており、これらの払込みについては確実性があるものと判断しております。

８．募集後の大株主及び持株比率

（１）新株割当後の大株主の状況

異動前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		異動後	
株式会社船橋カントリー倶楽部	－	株式会社船橋カントリー倶楽部	9.11%
株式会社ケプラム	4.87%	株式会社ケプラム	4.43%
株式会社トーテム	4.77%	株式会社トーテム	4.34%
株式会社広共コーポレーション	4.38%	株式会社広共コーポレーション	3.98%
吉村　浩太郎	4.21%	吉村　浩太郎	3.83%
有限会社Ｆ．Ｍ．Ｋ．９	4.21%	有限会社Ｆ．Ｍ．Ｋ．９	3.83%
有限会社ＮＡＣ	3.22%	有限会社ＮＡＣ	2.93%
山河企画有限会社	2.80%	山河企画有限会社	2.55%
有限会社ＭＢＬ	2.76%	有限会社ＭＢＬ	2.51%
株式会社船カンショートコース	2.66%	株式会社船カンショートコース	2.42%
有限会社ＹＯＣ	2.10%	有限会社ＹＯＣ	1.91%

（２）新株予約権がすべて行使された後の大株主の状況

異動前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		異動後	
株式会社船橋カントリー倶楽部	－	株式会社船橋カントリー倶楽部	16.71%
株式会社ケプラム	4.87%	株式会社ケプラム	4.06%
株式会社トーテム	4.77%	株式会社トーテム	3.97%
株式会社広共コーポレーション	4.38%	株式会社広共コーポレーション	3.65%
吉村　浩太郎	4.21%	吉村　浩太郎	3.51%
有限会社Ｆ．Ｍ．Ｋ．９	4.21%	有限会社Ｆ．Ｍ．Ｋ．９	3.51%
有限会社ＮＡＣ	3.22%	有限会社ＮＡＣ	2.68%
山河企画有限会社	2.80%	山河企画有限会社	2.34%
有限会社ＭＢＬ	2.76%	有限会社ＭＢＬ	2.30%
株式会社船カンショートコース	2.66%	株式会社船カンショートコース	2.22%
有限会社ＹＯＣ	2.10%	有限会社ＹＯＣ	1.75%

新株予約権がすべて行使された場合、株式会社船橋カントリー倶楽部が主要株主である筆頭株主となる見込みであります。

９．今後の見通し

平成 25 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、株式発行に関連する費用の発生が見込まれますが、影響は軽微であると考えております。平成 26 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、本温浴施設建設にともない平成 25 年 7 月の着工以降、新宿区歌舞伎町の時間貸駐車場運営による収入がなくなりますが、影響は軽微であると考えております。

（企業行動規範上の手続きに関する事項）

本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結売上高	813 百万円	909 百万円	1,005 百万円
連結営業利益	△39 百万円	13 百万円	83 百万円
連結経常利益	13 百万円	71 百万円	135 百万円
連結当期純利益	21 百万円	64 百万円	125 百万円
１株当たり連結当期純利益	0.30 円	0.91 円	1.77 円
１株当たり配当金	－円	－円	－円
１株当たり連結純資産	42.57 円	43.47 円	45.33 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 2 月 28 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	71,177,466 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始値	36 円	46 円	33 円
高値	83 円	57 円	66 円
安値	33 円	25 円	29 円
終値	45 円	33 円	43 円

② 最近６か月間の状況

	平成 24 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 25 年 1 月	2 月
始　　値	33 円	34 円	35 円	36 円	44 円	51 円
高　　値	36 円	37 円	38 円	45 円	57 円	55 円
安　　値	32 円	33 円	34 円	36 円	42 円	42 円
終　　値	34 円	35 円	35 円	42 円	51 円	46 円

（注）平成 25 年 2 月の株価につきましては、同月 27 日までの状況であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 2 月 27 日
始　　値	48 円
高　　値	48 円
安　　値	46 円
終　　値	46 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

（別紙 1）

（新株式発行要項）

１．募集株式の種類及び数

普通株式　7,140,000 株

２．募集株式の払込金額

1 株につき、金 42 円

３．払込金額の総額

299,880,000 円

４．申込期日

平成 25 年 3 月 18 日

５．払込期日

平成 25 年 3 月 18 日

６．増加する資本金の額

募集株式１株につき 21 円

７．増加する資本金の総額

149,940,000 円

８．増加する資本準備金の額

募集株式１株につき 21 円

９．増加する資本準備金の総額

149,940,000 円

10. 新株式の割当予定先及び割当株式数

株式会社船橋カントリー倶楽部　7,140,000 株

11. その他

（１）上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（２）上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(別紙 2)

(新株予約権発行要項)

１．新株予約権の名称

エコナックホールディングス株式会社　第 1 回新株予約権（以下、新株予約権という。）

２．本新株予約権の発行価額の総額

6,211,800 円

３．申込期日

平成 25 年 3 月 18 日

４．払込期日

平成 25 年 3 月 18 日

５．割当日

平成 25 年 3 月 18 日

６．募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を株式会社船橋カントリー倶楽部に割り当てる。

７．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 7,140,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 10,000 株とする。）。但し、本項第（２）号及び第（３）号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（２）当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額（第 10 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第（２）号及び第（５）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日

までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

８．本新株予約権の総数

714 個

９．本新株予約権１個当たりの払込金額

8,700 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金42円とする。但し行使価額は第11項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（２）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{割当株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

（３）行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所第一部（以下「東証第一部」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

（５）上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上

記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成 25 年 3 月 18 日から平成 27 年 3 月 17 日までとする。但し、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の１個未満の行使はできない。

なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

14. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能である（当社の要請による取得）。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の２週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

（１）本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象とな

った本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

（２）本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

（３）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 行使請求受付場所

エコナックホールディングス株式会社　管理部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　横山町支店

21. その他

（１）会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

（２）上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（３）本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以　上